営繕工事における週休２日確保工事　の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第１条　本工事は、営繕工事における週休２日確保工事　試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休２日確保工事の試行対象工事である。

（取り組みの変更）

第２条　受注後、受注者は工事着手日までに発注者と協議のうえ、完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日確保工事に変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休２日（土日））の週休２日確保工事に取り組むことが望ましい。

（現場閉所日の確保）

第３条　受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

２　受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。ただし、完全週休２日（土日））確保工事においては、同一の週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。）内において振り替えを行わなければならない。

３　受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（１）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（２）現場見学会等、現場を公開するもの。

（３）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第４条　工事請負契約書第３条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休２日確保を反映したものとする。

２　受注者は、第２条第１項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第３条に基づき受注者が提出する工程表は、完全週休２日（土日）確保又は月単位の週休２日確保を反映したものとする。

３　受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、完全週休２日（土日）確保工事は、月単位若しくは通期の週休２日確保工事に、月単位の週休２日確保工事は通期の週休２日確保工事に変更することができる。

４　受注者は、工事看板等で週休２日確保工事　　である旨を周知するものとする。

５　受注者は、第３条第２項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

６　発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率　　を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やＫＹ活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

７　受注者は、工事途中に週休２日確保工事　　を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第５条　完全週休２日（土日）若しくは月単位の週休２日の確保に取り組んだ工事については、要領第７条に基づき設計変更を行い、取り組みに係る費用を計上するものとする。

（アンケート調査等）

第６条　発注者が週休２日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第７条　この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（参考　「週休２日確保工事」工事看板の例）

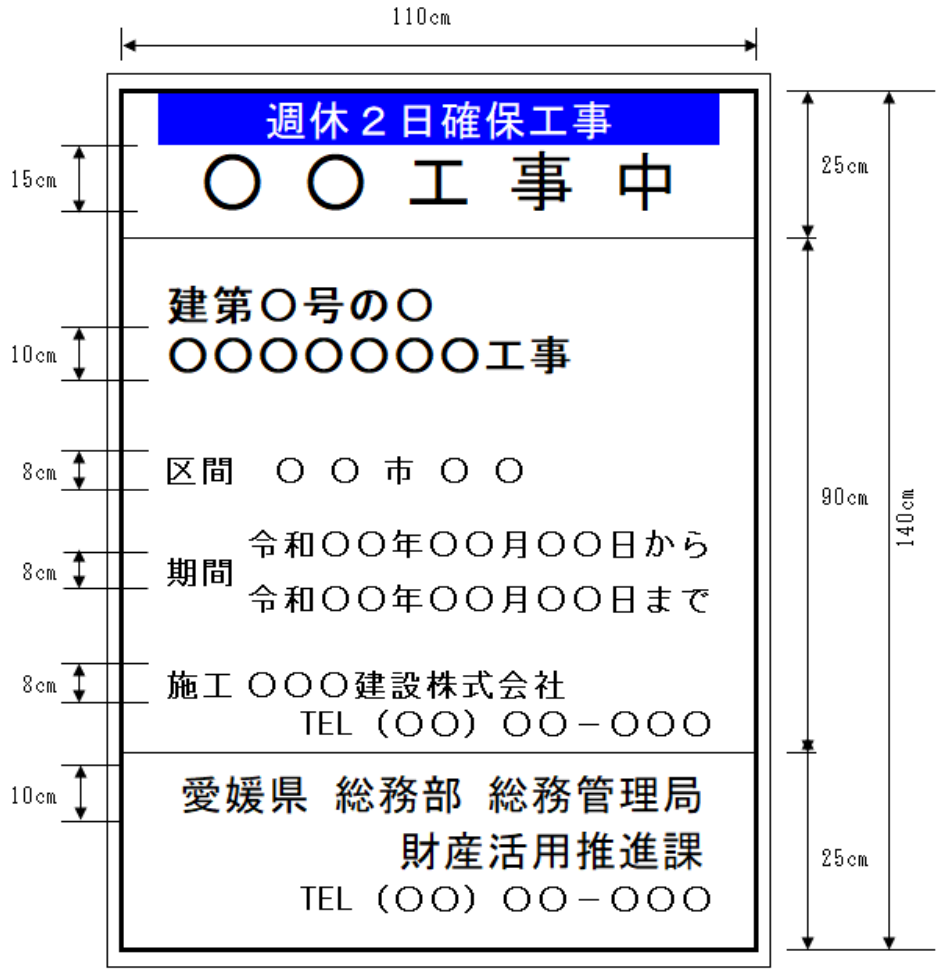

（別紙２）

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

１　市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及びM－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・市場単価　×　新営補正率

・補正市場単価　×　新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価　×　新営補正率

・補正市場単価　×　新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価　×　改修補正率

・補正市場単価　×　改修補正率

※　「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

※　執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表M－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表Ａ－２、表Ｅ－２及びM－２の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

２　物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格　×　新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格　×　改修補正率

表Ａ－２ 建築工事の補正率

工 種	摘 要 ※	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.01	1.10
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ﾋﾞﾆﾙ系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ﾋﾞﾆﾙ系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表Ｅ－２ 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.19
	ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.01	1.15
	位置ﾎﾞｯｸｽ及び位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.01	1.18
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.13
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表Ｍ－２ 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ﾀﾞｸﾄ用及び消音内貼	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ設備	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ付属品	既製品ﾎﾞｯｸｽ、制気口、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ﾕﾆｯﾄを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22